

議員提出議案第12号

秩父市議会基本条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和5年9月21日

提出者 秩父市議会議員 赤 岩 秀 文

賛成者 秩父市議会議員 宮 川 浩 司

同 金 崎 昌 之

同 高 野 佳 男

同 清 野 和 彦

同 宮 前 昌 美

同 本 橋 貢

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

## 秩父市議会基本条例の一部を改正する条例

秩父市議会基本条例（平成28年秩父市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第25条」に、「第25条・第26条」を「第26条・第27条」に改める。

第2条第2号中「市民の多様な」を「多様な立場の市民の」に改める。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、議長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第17条第2項中「並びに将来の」を「、将来の」に改め、「展望」の次に「並びに常任委員会の委員の定数」を加える。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とする。

第7章中第24条を第25条とし、第21条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第20条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

（議員の環境整備）

第20条 議会は、議員の議会活動と育児、介護その他の家庭生活が両立できる環境整備に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

## 提案理由

多様化する市民ニーズや災害及び感染症拡大時への対応並びに社会情勢の変化に伴う議会活動の環境整備を図ることについて、所要の改正を行いたいため。